

平成 19 年 12 月 1 日

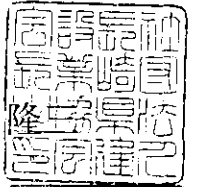
国土交通大臣
冬柴 鐵三 様

(社)長崎県建築設計事務所協会 長崎支部
支部長 池田 賢

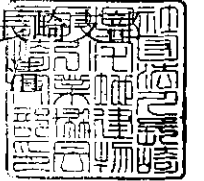


(社)長崎県建築士会 長崎支部
支部長 岡村 則満

(社)長崎県建設業協会
会長 谷村 隆



(社)長崎県宅地建物取引業協会 長崎支部
支部長 林田 清



改正建築基準法に関する要望書

国土交通大臣におかれましては、日頃より私達長崎県建築関連団体および建設関連業務従事者に対し、多大なご指導をいただいておりますことに深くお礼を申し上げます。

さて、本年 6 月 20 日に施行されました改正建築基準法の影響につきましては、マスコミ等でも報道されておりますが、本県におきましても例外ではありません。特に本県の建設業界は、長い地域経済の低迷や、公共工事の減少によって厳しい状況に追い込まれておりましたが、本改正に伴う建築確認業務の厳格化による施工案件の減少や、実務増加による設計コストの上昇や工期の長期化、あるいは施工コストの増加のための収支悪化による建設計画そのものの消滅などによって、民間工事も減少したことにより関連企業の倒産を含む壊滅的な状況になりつつあります。このことは、改正建築基準法のルールに習熟したからといって解決する問題ではありません。

このような状況に陥っていることについて、もう一度この制度が最適であったかをお考えいただきたいと思います。耐震偽装を防ぐことはもちろん重要であります。建設に必要な

な条件はそれだけではありません。設計する人、施工する人、それを取引する人、使う人、コストそして社会的要求、それら全てのバランスを考えることが最適化の技術です。何かに突出することではなく、皆が納得できるポイントを探すという最適化技術こそ日本が世界に冠たる技術大国たりえた原動力でありました。行政の方にはご理解いただけない場合がありますが、多くの人に支持され、推されてこの地位につかれた大臣であれば、このことの重要性をご承知いただいていると考えます。

また、長崎のような歴史ある地域にとっては、全国一律の制度である建築基準法の運用では多くの矛盾点が存在します。それでもこれまでは各地で街づくりに携わる設計者たちは、少しでも暮らしや街の成り立ちに影響がないように、法の解釈や地域に即した運用について確認検査機関と協議をしながら建物を造ってきました。話し合いの結果としての変更は当然発生してきます。このようなことができず、法に合致するかどうかのみ確認検査機関が判断するようになった今回の建築基準法では、設計者は標準的な計画に終始するしかなく、伝統的街なみの画一化は加速するものと思われます。

どのような制度であっても、完全なものはありません。今回の改正建築基準法でこれだけの問題点が噴出している以上、実務に係わる私達の実情をおくみとりいただき、最適なバランスを持った制度をご検討いただきますようお願い申し上げます。以下に、具体的な要望を列挙させていただきます。

(1) 申請前の業務に関する要望

○従前のように事前相談の実施を要望する。

- ・建築はその時代の多様な要素を具現化してゆく崇高な行為である。その基本となる設計がたとえ法規的な部分だけであっても、事前協議を受け付けないことは他産業では見られないことで官民の遊離と建築文化の後退であり、このような発想は私どもには到底理解できない。

(2) 手続きに関する要望

- 審査手続きの円滑化と対応の統一
- 軽微な変更規定の明確化とその緩和
- 補正不可は他の業界の申請業務ではなく補正可として欲しい
- 過剰な提出書類の簡素化（認定書、チェックリスト等）
- 再申請時の申請料の二重請求は建築主への過大な負担となり引いては消費者への負担にもなる。

(3) 指定構造計算適合判定機関に関する要望

- 適合判定機関に対する申請を県単位だけでなく、国内の適合判定機関のどこにでも出来るシステムを要望します。
 - ・ 設計、審査の厳格化を謳いながら機関による差異が出るシステムとなっている
 - ・ 長崎県の場合は建築センターと県の二箇所であるが 99% が県扱いとなり件数が集中している。なお、事業主が審査の推移を注視して計画を躊躇していること、判定にかからない構造計画で回避していることなど市場の正確な状況把握できていないのでは。
 - ・ 判定委員が専業でない為、スケジュール管理が困難と考えられる。
- 適合判定に該当する建物の範囲の緩和について
 - ・ 当初の予知の内容と大きく変わり、軽微な建物でも保有水平耐力計算による構造計算書は全て対象となり、高度な計算が不要な建物まで対象となっている。これが官民とも業務を圧迫して改正による混乱の大きな要因と考えられる。
 - ・ 安易な構造プランとなり経済性、機能性、デザイン性が削ぐわれ経済面のみならず、建築文化の面から捉えても不自然な制度と思われる。
 - ・ 阪神大震災など大きな地震で、昭和 56 年に制定された新

耐震基準の合理性が実証されたにも関わらず、工学的検証の手續きがないまま厳しい改正となっている。

- ・ RC 基準のパネルゾーンの規定は特に厳しい上に対処方法の明示がない為、柱・梁の断面が大きくなりデザインの圧迫と多大なコスト UP の要因となっている。詳細の見直しを要望する。

○適合判定の内容（マニュアル）の公表と対応の統一

（４）既存不適格建築物に対する基準に関する要望

○一定規模の増築の場合、既存建物が新基準に適合しないと増築できない条項について、『建築物の耐震改修の促進法』の基準で改修は認めるよう要望する。

このことは、新基準に満たない建物が未改修のまま残るケースと、不必要に解体が促進されるケースに二極化され、いずれにしても環境に与える影響が懸念される。また、建築ストックの考えに逆行するもので資源の少ない日本としては避けるべき生産行為と考えられる。

（５）工事中の計画変更申請に関する要望

○変更に関する審査手續きの簡素化について

（６）国民に対する改正基準法の周知について

○今回の改正は申請料の増加、設計業務の増大、確認期間の延長及び建築費の増大など、国民の生活に大きな影響を与える改正で有り、建築関連業界への説明に終始することなく、国民に対し詳細な内容を周知・徹底することを要望する。

最後に大きな社会問題となった原因は、設計・審査・施工及び監理など現場の意見を無視した法律であったこと、そして未完成の法律が準備不足のまま施行されたことと考えます。速やかな対応と適切な改善を切に望みます。